

令和6年12月12日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

総務委員会

委員長 遠藤 徳一

### 総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) 閉会中の所管事務等の調査について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 12月12日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。  
所管事務調査については、第6期(後期)総務委員会の課題について協議した。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、「魚沼市財務規則」一部改正の概要について、入広瀬分室のサービスコーナー化について、新ごみ処理施設建設に伴うヘリポートの移転について、「機能別消防団員制度」の導入について及び特殊勤務手当について、執行部より報告を受け質疑を行った。また、須原駅駅舎の利活用について及び今泉地内特定空家に係る事務の進捗状況について、執行部より報告を受けた。  
市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて、協議した。

## 総務委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 議案第 128 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 129 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 130 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 131 号 魚沼市職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第 132 号 魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第 133 号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第 134 号 魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例の一部改正について
- (8) 議案第 151 号 訴えの提起について（建物収去土地明渡請求）

### 2 調査事件

- (9) 所管事務調査について
  - ・ 第 6 期（後期）総務委員会の課題について
- (10) 閉会中の所管事務等の調査について
- (11) その他
  - ① 「魚沼市財務規則」一部改正の概要について
  - ② 入広瀬分室のサービスコーナー化について
  - ③ 新ごみ処理施設建設に伴うヘリポートの移転について
  - ④ 「機能別消防団員制度」の導入について
  - ⑤ 特殊勤務手当について
  - ⑥ 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて
  - ⑦ その他
    - ・ 須原駅駅舎の利活用について
    - ・ 今泉地内特定空家に係る事務の進捗状況について
    - ・ 発言の訂正等

3 日 時 令和 6 年 12 月 12 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 佐藤達雄、大桃俊彦、富永三千敏、遠藤徳一、志田 貢、森島守人

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、桑原総務政策部長、磯部北部事務所長、桑原消防長、  
吉田総務政策部副部長、角屋消防次長、浅井総務人事課長、水落財務課長、

齊藤管財課長、

8 書 記 坂大議会事務局長、星係長

9 経 過

開 会 (10:00)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。12月定例会の中の付託案件の審査ということでありまして、何点か審査事項がありますので、スムーズな運営に協力をいただきたいと思いますと思っております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をお願いいたします。

**(1) 議案第128号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について**

遠藤委員長 日程第1、議案第128号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員 それでは、議員報酬の関係ですけれども、今市内の介護事業者等、大変厳しい状況にあると思います。中小企業等におきましても、物価高騰の中で価格転嫁が思うようにできない、従業員の給料も上げたくてもなかなか思うようにいかないという大変厳しい状況もあると思います。そういったところの処遇改善が喫緊の課題になっていると認識をしておりますけれども、そういった面で当市の状況の中で、議員報酬改定がもっと抑制的であるべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

桑原総務政策部長 これは先日の本会議の中でもお答えしましたように、新潟県の特別職報酬等の改正に準じた中で行わせていただいているものでございまして、これを今回見送る、あるいはそのとおり実施をしないということになりますと、次の改定のときにその引上げ幅が大きくなるといった影響も考慮する中で、今回、県の改定に合わせて実施をさせていただきたいとするものでございます。

佐藤委員 県の特別職報酬に準じてということでありまして、今回の人事院勧告では大幅な給与アップになっております。これは物価上昇に負けない給与をという側面もあると思います。一方、今までコストカットをやってきた中で、国民の暮らしが良くなっていない、賃金の上昇しない国、経済成長ができない国になってしまっているということがあると思います。そこから脱却をしていかなきゃならないということで、国民全体の給料アップ、所得を増やしていく、購買力を高めて安心して暮らせる社会にしたい。それが結果的には経済成長につながっていく、そういった方向を目指しているとも考えます。

そういう中で、全体の給料アップができることも大事ですけれども、先ほども申しましたように、市民の暮らしが大変厳しい状況にある。市のほうも給料は抑制的に考えて、市民の暮らし向上に何か寄与できることはないか、そういったところを考えていくことも大

事ではないかと考えますけれども、いかがでしょう。

遠藤委員長 一部、議案審査とは違う観点に入っていますので、今回のこの給与引上げについて答弁をいただきたいと思います。

桑原総務政策部長 今回の改定につきましては、報酬・俸給の引上げではなくて、手当の改正でございます。その辺も含んだ中で先ほど申し上げましたように、いろいろな見方はあるでしょうけれども、全般的に諸物価が上がっている影響で、改定せざるを得ないというところもあるかと思っておりますので、その辺について今回改定させていただきたいということで提案させていただきました。

遠藤委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これから議案第128号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

遠藤委員長 異議がありますので、挙手によって採決をいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

遠藤委員長 挙手、多数であります。よって議案第128号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (2) 議案第129号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第2、議案第129号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員 新潟県の特別職の給与改定ですけれども、こちらのほうも県職員の人事委員会の勧告に準拠して改定するということかと思いますが、そういったことでよろしいでしょうか。

桑原総務政策部長 こちらは県の人事委員会勧告に基づくものではなく、県の特別職の給与等の改定に準ずるということでございます。

佐藤委員 この条例につきましても、先ほどと同じように、私はもっと抑制的にやっていくべきではないかというふうに考えます。先ほども申しましたけれども、このコストカットを見直していく流れの中での、本給ではないですけれども、手当の改定というふうに捉えております。市としては、今回の改定の中で給与を上げていくという流れにとどまらず、市から発注する事業等においても少しでも賃金ですとか労働条件を良くしていく、そういった側面で何ができるかというところを真剣に追求していかなければならないのではないかと考えます。

遠藤委員長 佐藤達雄委員、審議の内容から少しずれているようです。観点を変えて簡潔に

お願いいたします。

佐藤委員 この給与改定を契機にしまして、今回の給料とは少し違うかもしれませんが、市民の労働条件ですとか、そういったところで何ができるのか少しでも検討していただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

桑原総務政策部長 市では、公共工事の部分で言いますとインフレスライド条項等の適用について対応させていただいております。それ以外の部分で何ができるかといえば、やはり公共工事や物品の発注でもそうなんです、あくまでも事業者側から見積り、請求があった、それに基づいて支払いをするといったことになりますので、こちらがそれをつり上げてというところについての操作はできないと考えております。

佐藤委員 直接、市側からの提案するという形は難しいと思いますけれども、今国全体で処遇を良くしていきましょうという流れがある中で、市もそういったところの聞き取りをするですとか、あるいは直接給与改定ですとか、そういったところにかないにしても、事業者がいろんな面で、いろいろ事業を進めやすいような手当を考えるですとか、そういったことも可能な面があるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

遠藤委員長 明らかに審査から一般質問等の内容になっています。純粹に、この議案について不明な点があれば質疑という形で答えを引き出す。それが質疑のやりとりでありますので、自分の提案を今ここで執行部にぶついたり、それで答えを引き出すような場ではありませんので、どういたしますか。

佐藤委員 そうしましたら、今申しましたようなことをこれからの方向性の中で検討していただきたいと考えます。終わります。

遠藤委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第129号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

遠藤委員長 異議がありますので、挙手によって採決をいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

遠藤委員長 挙手、多数であります。よって議案第129号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (3) 議案第130号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第3、議案第130号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員 第4条中第11項を第12項として、第10項に次の一項を加えるということで、11

項になりますけれども、「当該年度末において60歳を超える職員については、第4項から前項までの規定は、適用しない」としております。60歳以降の雇用継続期間というのは何歳までになるのでしょうか。

桑原総務政策部長 現在、段階的に定年の引上げが行われている最中ございまして、最終的には65歳が定年になるということで承知をしております。

遠藤委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第130号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第130号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### (4) 議案第131号 魚沼市職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第4、議案第131号 魚沼市職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

大桃委員 確認というか、聞かせていただきたいんですけども、支給区分というのは魚沼市は四級地ということによろしいですか。

浅井総務人事課長 委員おっしゃるとおり、四級地でございます。

大桃委員 四級地ということですけども、中越地区の中で四級地以外の地区というのはありますか。どこか分かれば聞かせてください。

遠藤委員長 今、資料が手元にないということですけど、後ほどよろしいですか。

大桃委員 今ないということで、もし仮に、市が四級地ということですけども、三級地あるいは二級地の地区があります。そこから職員が魚沼市に来ている場合の考え方としては、生活基盤が三級地・二級地にあるということですので、どのように考えているものなのか。それに該当する人はいないかもしれませんが、その辺の考え方を聞かせてもらえますか。

浅井総務人事課長 質問ですけども、魚沼市に勤めている職員がほかの、仮に三級地・二級地に居住していた場合ということでしょうか。

大桃委員 例えば、長岡市が三級地あるいは二級地だとしたとき、そこから魚沼市の職員として通勤している場合、生活基盤は当然長岡市にあるわけですよね。その場合の考え方はどうなのかというのを聞かせていただけますか。

浅井総務人事課長 あくまでも魚沼市に勤務している職員に対する手当ということになりますので、居住地がどこということではなくて、魚沼市に勤務している職員にはこの四級地の手当が支払われるということでもあります。

大桃委員 この支給される期間というのは、いつからいつまでと決まっているのでしょうか。

浅井総務人事課長 支給月は、11月から翌年3月までの5か月間となります。

大桃委員 その5か月間というのは決められた期間ということで、どこの自治体も同じだということでしょうか。

浅井総務人事課長 そのように承知しております。

大桃委員 職員に寒冷地手当が支給されないという例はあるものでしょうか。例えば休職中のとか、そういう人たちというのはどういうものなのでしょう。

浅井総務人事課長 その点については今答えられませんので、後ほどお答えさせていただきます。

大桃委員 この寒冷地手当の予算額というのはどのぐらいなのか聞かせてもらえますか。

浅井総務人事課長 その点についても後ほどということによろしいでしょうか。

遠藤委員長 大桃俊彦委員に申し上げますが、採決を行う際に支障があるようだったら、今資料を調べてもらいますがいかがでしょうか。

大桃委員 いや、大丈夫です。

遠藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

森島委員 先ほど寒冷地手当の住所地のことについて大桃委員から話がありましたが、住民票を置いておくところの所在地ではなくて、あくまでも勤務しているところの等級であるということによろしいですか。今勤務しているところの等級地で、寒冷地手当を決めるということですが、例えば、住民票のある長岡市から通ってくる場合は、先ほどの話じゃないですけど、長岡市に住所地を置いている場合は長岡市の等級ではなくて、あくまでも勤務地の魚沼市役所の、この小出島の等級でという、そういうことによろしいですか。

浅井総務人事課長 私もそのように承知しておったんですけど、その点ももう一度確認させていただきますと思います。

桑原総務政策部長 先ほどの大桃委員の寒冷地手当の予算額についての関係でございますけれども、今回補正予算書の後ろに給与費明細書がございます。そちらを御参照いただきたいかと思います。一般職、これは正職員、それから会計年度任用職員を含んででございますけれども、今回の改正によって補正予算も併せて上げさせていただいたんですけども、この補正後の金額で申し上げますと、全体で一般職2,961万円ということでございます。

遠藤委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第131号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第131号 魚沼市職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (5) 議案第132号 魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第5、議案第132号 魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第132号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第132号 魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## **(6) 議案第133号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について**

遠藤委員長 日程第6、議案第133号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員 これはパートタイム会計年度任用職員ということですが、この対象外となる会計年度任用職員、臨時職員ですとか、少し具体的に教えてもらえますか。

桑原総務政策部長 会計年度任用職員の中でも対象とならないのは、日々雇用の職員ということになります。

佐藤委員 日々雇用ですと、例えば半年ですとかそういった長期でなくても、1か月あるいは2か月、そういう短期間の職員も対象になるということでしょうか。

浅井総務人事課長 今回のこの条例の改正については、給料表を全部改定するということでありまして、日々雇用の会計年度任用職員についても、この給料表をもとに時給を計算しております。そういった面から言えば、対象にならない会計年度任用職員というのはいないということになります。

今の御質問は、半年間の期間がある日々雇用任用職員ということですか。

佐藤委員 会計年度任用職員全体の中で、その対象とならない人がいるかどうかという点ですけれども、今のお話ですとそのテーブル自体が全部見直されますので、そういう日々雇用のほうにも反映されるということによろしいのでしょうか。

浅井総務人事課長 委員おっしゃるとおりでございます。

佐藤委員 それから、従来会計年度任用職員は、遡及改定等があった場合に、会計年度任用職員の改定は次年度ということでしたけれども、それがこの改定によって職員と同じようにその当該年度に改定されるということですが、改定があった場合には4月に遡及して適用をするというところは、どういうふうに読み取るのでしょうか。

浅井総務人事課長 今委員おっしゃいました、この附則の第1項の2行目の最後のところで、「令和6年4月1日から適用する」ということで規定しておりまして、これで改正後の給料表を今年度の4月に遡って計算し直すということでもあります。

佐藤委員 そうしますと今後は、例えば毎年改定があったとしますと、その都度4月に遡って改定がされていくということによろしいのでしょうか。

浅井総務人事課長 そのときの条例の規定の仕方になるかと思うんですけれども、今の方針

で言えば、毎年このような附則に遡及適用の規定を盛り込んで遡及するようになるかと考えております。

遠藤委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これから議案第133号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第133号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### **(7) 議案第 134 号 魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例の一部改正について**

遠藤委員長 日程第7、議案第134号 魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これから議案第134号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第134号 魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### **(8) 議案第 151 号 訴えの提起について（建物収去土地明渡請求）**

遠藤委員長 日程第8、議案第151号 訴えの提起について（建物収去土地明渡請求）を議題といたします。執行部から補足して説明はございますか。

内田市長 ございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これから議案第151号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第151号 訴えの提起について（建物収去土地明渡請求）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これで本委員会に付託されました議案については以上となります。

## (9) 所管事務調査について

### ・第6期（後期）総務委員会の課題について

遠藤委員長 日程第9、所管事務調査について、第6期（後期）総務委員会の課題についてを議題といたします。この件についてであります。議長のほうからも各委員会へ早期にまとめるようにと指示があった案件であります。進め方に関する正副委員長の一任等も含めてお諮りをしたいと思います。

総務委員会の課題について、2年間のまとめを行いたいと思っております。進め方については、正副委員長に一任をお願いしたいと思います。今後、これまでの調査の状況を簡単にまとめたものを皆様のところへ送付をいたします。それに基づいて作業を行いたいと思っております。これについて異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、本件については以上といたします。

## (10) 閉会中の所管事務等の調査について

遠藤委員長 日程第10、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。これに異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

## (11) その他

### ①「魚沼市財務規則」一部改正の概要について

遠藤委員長 日程第11、その他を議題といたします。それでは、①魚沼市財務規則一部改正の概要について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、魚沼市財務規則の一部改正の概要につきまして申し上げます。この魚沼市財務規則でございますけれども、このたび令和7年1月1日から電子契約の導入ができることとして、その導入についてを規定する内容で一部改正をさせていただきたいとするものです。詳細につきましては、財務課長より説明をさせていただきます。

水落財務課長 それでは私から、魚沼市財務規則一部改正の概要について御説明申し上げます。（資料「魚沼市財務規則」一部改正の概要について」により説明）

遠藤委員長 それでは、ただいま説明がございました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

富永委員 2番の主な改正点の（2）ですが、イのところ、「災害応急対策等に関する工事における損害は、発注者が損害合計額を負担する」とあります。ここを具体的なものを交えながら説明願います。

水落財務課長 現行の財務規則におきましては、現在は損害が生じた場合、請求があったときにつきましては、その損害の額に基づきまして請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならないというような規定をしていたんですが、その例外として、これまで災害応急対策の場合、現場の災害が起きた場所で施工する事業者にとりまして、万が一の事故

があったときの損害を100分の1であったとしても、なかなか負担をするというのが非常に難しいような部分があったということです。災害復旧工事における損害については、発注者側が全額負担をするというようなことで明記をさせていただくというような改正でございいます。

遠藤委員長 具体的な例ということですので、例えば災害復旧工事とか、土砂崩れとか、そういう適用ということによろしいですか。

水落財務課長 そのとおりでございます。

富永委員 災害復旧工事なんですけども、工事をするときには安全が確保できるように準備、段取りをするようになると思いますが、工事をする建設業の皆さんが考えて対策して実施するけども、それでも事故があったり災害があったりするということには発注者側の市が負担するということですか。

水落財務課長 先ほども若干触れさせていただきましたが、災害復旧工事を市が発注をする際には、工法などいろいろな選択をした中で工事を発注するわけですけれども、二次災害が起きる可能性が高いため、国の改正に併せて発注者が負担をするというようなことで整理をさせていただきたいというものでございます。

富永委員 そうすると、工事をする業者の皆さんが段取り良く準備しておいたにもかかわらず、二次災害という言葉が今ありましたけれども、それは大雨が降るだとか、地震が来るだとか、そういうときの想定であって、工事の段取りの不十分で起きる災害というか、事故ではないわけですね。

桑原総務政策部長 災害が発生した際の応急復旧につきましては、現場の速やかな復旧、それから施工が求められますので、そういった中では、当初想定していなかった事案というところは現場に行ってから初めて分かる、そういったところもあるかと思えます。その中で万が一事故が発生するということは、これは設計に基づかない部分で出てくる可能性も当然あるかと思えますので、そういった万全を期してやっていただくというのは当然なんですけども、それでも想定されないような事案に対して、損害が出た場合に対して発注者側が負担をするということでの改正でございいます。

富永委員 大体の考え方は分かりましたけれども、そこはやっぱり100%発注者側が負担するのではなくて、施工業者と市が協議の上、どこに原因があるのかということを確認した上でのことだと思えますが、いかがですか。

桑原総務政策部長 それは委員御指摘のとおりと思っています。

大桃委員 1点、確認させてください。(2)のウ、「暴力団等の関与に関する契約」ということで、暴力団と分かれば契約はしないと思うんですけども、その後の「発注者が催告によらず契約解除できる要件を拡大する」ということですが、この要件を拡大するという中身を教えてもらえますか。

水落財務課長 今回、拡大をするというものでございますが、抜粋しながら申し上げますが、「受注を受けた事業者様の中の役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながら、これらを不正に利用する等をしていると認められるとき」ということで、県の財務規則が改正されましたので、それに伴いましてそういった事例が実際あるかどうかは置きまして、そういう場合に催告によらないで解除できるというような規定を追加するものでございます。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) なければこれで質疑を終結します。これにつきましては、これから施行ということですので、委員会といたしましても引き続き調査をするということで異議ございませんか。(異議なし) では、そのように決定いたしました。

## ②入広瀬分室のサービスコーナー化について

遠藤委員長　次に、②入広瀬分室のサービスコーナー化について、執行部に説明を求めます。

磯部北部事務所長　それでは、北部事務所から入広瀬分室のサービスコーナー化について住民説明会を開催しましたので、このことについて報告いたします。入広瀬地域において、10月29日に区長会を、11月20日に住民説明会を開催いたしました。(資料「入広瀬分室のサービスコーナー化について(令和6年10月29日 入広瀬区長会資料)」、「入広瀬分室のサービスコーナー化について(令和6年11月20日 入広瀬地域説明会資料)」、「令和7年4月1日から入広瀬分室がサービスコーナーになります」、「「出前行政サービス」を実施しています」により説明)

区長会には区長全員に出席していただき、資料に基づきサービスコーナー化の方向性をお知らせいたしました。全体を通して区長の皆様から意見、質疑等はございませんでした。住民説明会は、11月20日の昼夜2回開催し、昼に14人、夜にお一人出席していただきました。質疑では、職員の配置に関することや、書類の預かりやサービスコーナーで行う業務に関する確認などがありましたが、サービスコーナー化に反対する意見等はございませんでした。このことから、地域の皆様には、入広瀬分室をサービスコーナーにすることについて、おおむね御理解いただけたものと考えております。今後は事務レベルの調整を行い、令和7年4月からの開始に向け準備を進めます。また、関係例規の改正については、次期定例会に提案する予定としています。なお、説明会に参加できなかった世帯への周知及び各世帯での再確認のため、2月下旬に説明会と同じこちらの3枚目につけてありますチラシを入広瀬地域の各戸に配布する予定です。以上でございます。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

大桃委員　資料に出前行政サービスという形でここに配布されるような内容でありますけれども、その中で、出前行政サービスで対象となる方、この①、②、③のうちの①なんですけど、満75歳以上の後期高齢者のみの世帯となっておりますが、後期高齢者と、それから子どもさんがおられると。後期高齢者はいいですけど、この子どもさんもちよっと不自由とか、障害とか仮にあった場合、この辺の内容というのは臨機応変と考えるのか、③に該当するということなのか、どういうものなのか聞かせてください。

磯部北部事務所長　こちらが中身のことにしましては、市民相談センターの内容なんですけれども、今のような事例であれば、世帯全員が①と②に該当すると考えて対応できるかと思えます。

遠藤委員長　臨機応変ということでよろしいですか。

磯部北部事務所長　臨機応変に市民相談センターで受けると思いますが、今、明言ができません。

森島委員　福祉文教委員会の部分になるかもしれませんが、磯部北部事務所長が今まで市民

課長だったので、少しお聞かせ願いたいです。私は、入広瀬分室のサービスコーナー化については、するべきだと思います。そういう中で、今本庁舎では、いろいろ難しい問題については少し時間を置いて予約制ということでやっているかと思います。その予約制というのは、どのくらい市民に難しい問題があったときに、電話で連絡をし合って、半日とか、また数日後に来てくださいという、そういう仕組みになっておられるのですか。これは、本来ならば、明日の福祉文教委員会で市民福祉部長に聞けばよろしいんですけど、せっかく資料の中段に本庁舎、北部事務所における手続の利便性というようなことがありましたので、少し聞かせていただければと思います。

磯部北部事務所長　　予約制につきましては、私が承知しているのは死亡後の手続についてです。やはり時間がかかりますので、死亡届に来ていただいた際に、今後こういう手続がありますので、いろいろ準備してからおいでください。その際には、前もって連絡いただくと、その分お時間をお取りしますということでさせていただいております。世帯にもありますけれども、自分の事例でいえば、1時間ぐらいかかりましたので、お時間を見ていただけて来ていただくこととなります。そのほかに難しい内容でということで、前もってお話があれば、各課で対応しているかと思うんですけども、今の予約制というのは死亡後の手続だけでございます。

遠藤委員長　　それでは、この委員会におきましては、建物の利活用ということの中で、条例上この委員会が扱うことになっております。内容につきましては、また他の委員会等に絡む部分もありますので、他の委員会で調整をしてもらって、それを入れていただけたらと思っております。ほかに質疑はございませんか。(なし)なければこれで質疑を終結します。それでは、これにつきましては、また利用によっては市民の声が高まる部分もあろうかと思っておりますので、本件につきましても引き続き委員会で調査をしていくということで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

### ③新ごみ処理施設建設に伴うヘリポートの移転について

遠藤委員長　　次に、③新ごみ処理施設建設に伴うヘリポートの移転について、執行部に説明を求めます。

桑原消防長　　それでは新ごみ処理施設建設に伴うヘリポート移転について、資料はございませんけれども、口頭で報告させていただきます。先日の現地調査以降の状況について説明いたします。先日説明いたしました単価を提示する際に必要な税務署協議が終了いたしました。それに伴いまして、12月20日に単価提示についての説明会を予定しております。その後の予定といたしましては、同意を得られた方と年内をめどに仮契約を交わし、2月議会で契約議決を受け、本契約としたいものです。前回9月28日の説明会においては、特に反対意見等はございませんでした。以上になります。

遠藤委員長　　このことにつきましては、委員会としても視察等を行いましたし、消防署において説明等も受けました。それらを踏まえて、その後の報告ということではありますが、委員の皆さんから質疑等がございましたらお受けをいたします。質疑はございませんか。(なし)なければこれで質疑を終結します。本件については、これからの事業ということでもありますので、引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

#### ④「機能別消防団員制度」の導入について

遠藤委員長 次に、④機能別消防団員制度の導入について、執行部に説明を求めます。

桑原消防長 機能別消防団員制度の導入についてなんですが、前回の総務委員会で持ち帰り検討といたしました件につきまして、角屋次長から説明いたします。

角屋消防次長 それでは、私から説明させていただきます。11月18日、前回の総務委員会において、機能別消防団の概要につきまして説明させていただきました。その中で、「平日・日中の消防団活動を補完することも導入理由とあるが、訓練については行わないとなっている。訓練は必要と考えるが、いかがか。」と委員より質疑があり、消防団会議で検討することとして持ち帰らせていただきました件についてであります。このたび、機能別消防団員制度につきましては、その任用要件に、まず1つ目、魚沼市またはその他の市町村の消防団員であった者で、その在籍期間が5年以上である者、2つ目としまして、魚沼市またはその他の市町村の消防吏員であった者と規定することから、ある程度の知識経験を有する者であることとしています。火災現場等では、基本的に団本部の指揮下に入り、団本部到着までの間は、常備消防の指揮下に入ることであり、単独での活動となる可能性は低いと考えています。また、消火活動においては、水利の確保やポンプの運搬、基本団員の補助を想定しています。訓練につきましては、機能別消防団員は原則として、平常時に行う消防団活動には参加しないものとする。ただし、団長が消防団活動上必要と認める行事訓練については、この限りではないと規定することとしており、全く訓練を行わないということではございません。委員御指摘のとおり、機能別消防団の状況を見た中で、必要と考えられる場合には、訓練等を実施することとしています。以上です。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これから新たにやるということで、いろいろなパターンに遭遇した場合には、また改善等を繰り返しながらいくんだろうと思うので、その辺の考え方というのはありますか。

角屋消防次長 この度、機能別消防団につきましては、今回初めて導入するということもありまして、今後、状況を見ながら対応していくということになっております。以上です。

遠藤委員長 機能別消防団は、新しい取組ということですが、これも広域災害になったとき、恐らく団の統率という中では、大変な部分もあろうかと思えます。また、広域になって地元を守る消防団員が全部中央に駆り出されたときに、地元をどう守るかという意味での機能別という在り方もあろうかと思えます。事例等によって、いろいろな改善が出てくるかと思えますが、本日のところは今の説明をもって質疑を終結ということでよろしいでしょうか。(異議なし) それでは、そのように決定をいたします。本件につきましても新たな取組ということですので、引き続き調査をするということで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

#### ⑤特殊勤務手当について

遠藤委員長 次に、⑤特殊勤務手当について、執行部に説明を求めます。

桑原消防長 特殊勤務手当について説明いたします。前回の総務委員会において、魚沼市の特殊勤務手当の資料提出を求められておりましたので、資料を基に説明いたします。(資料「特殊勤務手当について」により説明)

前回の総務委員会で説明いたしましたとおり、緊急消防援助隊活動時の手当については、国からの通知どおり、同じ災害現場で活動する隊員の均衡を図りたいものでありますし、救急救命士手当につきましては、医療の訴訟リスクを抱えながら、直接的に人命に影響する救命処置を行う重責、また、近隣消防と処遇の均衡を図り、当市の救急医療を担う人材を確保するための手当を措置したいものです。いずれの手当につきましても、内部検討の必要性が生じておりますので、内部検討を重ね、方向性が定まりましたら、また本委員会に提案してまいりたいと考えております。以上になります。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件については、委員会として引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

それでは皆さんにお諮りします。1時間を経過しますが、残りわずかでありますので、引き続き委員会を続行したいと思いますが、異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは続けさせていただきます。

## ⑥市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

遠藤委員長 次に、⑥市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題といたします。10月31日に開催されました令和6年度第2回市民の声を聞く会(議会報告会)の意見交換の中で出された意見要望事項を広報広聴委員会で取りまとめたものが資料として配付されております。この取扱いについて、委員会で協議するよう広報広聴特別委員長から依頼を受けております。総務委員会の所管は、6番目の空き家対策の1点だけあります。それを見ていただきまして、委員会として今後どのように取り組むかを協議したいと思っております。これより休憩をとって協議をしたいと思っております。忌憚のないご意見をよろしくお願ひします。ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:58)

再 開 (10:58)

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開します。市民の声を聞く会での取扱いについて、6番目の空き家対策については、委員会としてAランクの所管委員会で検討すべきものとして取り組むということで決定したいと思っておりますが、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように取り扱いさせていただきたいと思っております。

## ⑦その他

- ・須原駅駅舎の利活用について
- ・今泉地内特定空家に係る事務の進捗状況について
- ・発言の訂正等

遠藤委員長 次に、⑦その他で執行部から報告事項等はございませんか。

磯部北部事務所長 それでは、須原駅駅舎の利活用について、資料はございませんが口頭で説明をさせていただきます。今年度、新潟県で無人駅の駅舎等を活用したにぎわいづくりの取組を支援するため、地域鉄道活性化事業補助金の交付を実施することになりました。このことについて、魚沼地域振興局からだんだんど～も只見線沿線元気会議のほうへ、須原駅の駅舎の利活用についてどうかという提案をされたため、事務局でもあり構成員でもある魚沼市も関わって、駅舎を拠点にした駅周辺の活性化に向けて検討をしてみました。JR東日本新潟支社にお話をしていたところ、この11月下旬に非営利活動の範囲であればという条件のもと、市との間で無償の貸借をしていけることがおおむね合意されましたので、現在、契約内容の確認を進めているところであります。今後はだんだんど～も只見線沿線元気会議が、県の補助金を活用して、地元産の木材で作成したテーブルだとかパンフレットスタンドを整備したり、それを駅舎で只見線の歴史などの資料を展示したり、あと、そちらを交流スペースとしてお客様の休憩場所などに提供していきます。将来的には目黒邸の観光施設だとか、観光拠点である元気すもんへの誘導も見据えた運営をして活用していくという予定でございます。以上です。

遠藤委員長 それでは、今の報告について質疑を受けたいと思います。これは、新しい取組ということで協議が進んでいるということでもあります。これから先に向けての質疑はございませんか。(なし) 質疑がないようであります。また方向性とか決まったら、委員会で報告をいただきたいと思います。それでは、今の説明についての質疑を終結しまして、ほかに執行部から報告事項等がありますでしょうか。

吉田総務政策部副部長 私からは、資料はなく口頭説明になりますけれども、前回11月18日の委員会で、今泉地内特定空家に係る事務の進捗状況について報告いたしました。その後の状況について報告をさせていただきます。今泉の特定空家の所有者に対しまして、11月18日までに必要な措置を行うよう戒告をしておりましたが、指定の期日までに義務が履行されないことから、11月28日付で空き家等の適正管理に関する代執行を行う旨の通知を所有者宛てに行ったところであります。それを踏まえまして、代執行を今週の12月10日に着手いたしまして、一応年内には代執行が完了する予定で今進めております。今週10日、11日の2日間で建物内の残置物、その除去を行いまして、来週から建屋の解体工事に入る予定で、何とか速やかに、今冬は雪が多く降ると予報されておりますので、周辺に影響が出ないよう年内に完了して適切な対応をしたいと思いますと考えております。代執行完了後に、これらの経過を資料として取りまとめ、また、代執行にかかる費用の回収を市としての方針もまとめた上で、改めて次の委員会の中で報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

遠藤委員長 それでは、今ほどの報告について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。(なし) それではまた経過等について報告があるということでもありますので、次回の委員会の中で詳細な説明を受けたいと思います。ほかに、執行部から報告事項等はございますか。

桑原総務政策部長 私からは、発言の訂正ということをお願いしたいと思います。先ほど、日程第6、議案第133号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審議の中で、佐藤達雄委員から、これの対象外となる職員についての質疑

を受けた際に、私の答弁で、日々雇用職員が対象外と申し上げたところでございますが、その後の課長の答弁にありますように、給料表は全部の適用ということでございますので、適用は全てということでございます。ただ、日々雇用職員が対象とならない部分につきましては、年度始めに遡っての対応ができないといった部分でございますので、その点について補足をさせていただきたいと思っております。

遠藤委員長　ほかに、執行部から報告事項等ございますか。

浅井総務人事課長　先ほど日程第4、議案第131号　魚沼市職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について、大桃委員、森島委員から質問があったところで、私が答えられなかったことについてお答えをさせていただきます。まず、寒冷地手当の支給地なんですけれども、1級から3級については、全て北海道内の市町村、地域となっております。新潟県内で支給地となるのは全て4級地ということになるわけなんですけれども、近くですと該当にならないのが柏崎市、少し離れますが、新潟市ですとか上越市などが対象外となります。それで、私が魚沼市に勤務していれば支給の対象になると申し上げたんですけれども、それは私の認識が誤っておりまして、職員の住所地、居住地によって支給する、しないというのを決定するということです。実際に本市に勤める職員の中で、支給地でない所に住んでいる職員は、新潟市と上越市、それぞれ1名ずつおりまして、その二人には支給をしていないということでありまして、あと、休職中の職員に対しても支給するかということなんですけれども、国家公務員の給与の支給条件と同様に、休職中の職員であっても支給をしているということでありまして、以上です。

遠藤委員長　それでは、報告がありました。質疑が終結しておりますので、報告のみとさせていただきます。それでは、ほかに執行部からはございませんか。(なし)なければ、委員から執行部に対して御意見、協議事項等はございますか。(なし)ないようでありまして、以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議録の調製につきましては、委員長に一任をお願いしたいと思います。本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉　　会（11：08）

総務委員会

委員長　遠藤　徳一